

G20サミットで合意され、OECD租税委員会を中心に検討が進められてきたBEPS（税源侵食と利益移転）の行動計画について、9月16日に第1弾のレポートが出され、新たなステージに入った。

レポートの内容は、15のうち7つの行動計画について、それぞれ問題点を分析し、国内法や条約上の措置を勧告するなど中身の濃いものとなっている。

この勧告のうち、国内法や租税条約の改正が求められるものについては、各国で順次検討を開始すること、残された議題については、2015年中に議論し終えることとなっており、わが国もさっそく来年度税制改正の作業に入ることになる。

国際的租税回避を放置することは、税に対する信頼感を失わせたり税収不足を招くだけでなく、企業の市場競争における公平な条件（レベルプレイングフィールド）を阻害することになるので、新興国も入って国際的に議論することの意義は大きい。以下、報告書を読んで気がついた点を挙げてみたい。

行動1「電子経済の課税上の課題への対処」は、電子商取引の新たなビジネスモデルに対し、現行の国際課税ルールでは直接税・間接税の課税が十分に行っていないという問題である。これについて、①電子商取引におけるPEの考え方の見直し、②企業が収集したデータの価値に着目した課税、③電子商取引の決済を行う金融機関等への源泉徴収、④海外事業者のB2C取引に対する消費課税という4つのオプションが示され、今後技術的な面も含めて検討されるところとなった。アマゾンの倉庫がPEに当たるかどうか、わが国でも議論となったが、ぜひ議論を深化させてほしい。

行動2の「ハイブリッド・ミスマッチの効果の無効化」で取り上げられているのは、金融商

品や事業体に対する複数国間における税務上の取扱いの差異であり、これを利用した税負担の軽減（二重非課税）が問題視されている。報告書は、ハイブリッド・ミスマッチの効果を無効化するための国内法上の措置を勧告している。わが国ではオーストラリアの優先株の取扱いがすでに議論されており、外国子会社配当益金不算入制度について、配当支払者において損金算入される配当は適用除外とすることについて所要の法改正が行われることとなる。

この欄でも取り上げた行動13の「移転価格関連の文書化の再検討」については、企業側の過度な事務負担を避けるべきというわが国の主張は、引き続きの議論とされている。

重要なのは、行動8の「無形資産に係る移転価格ルールの策定」である。無形資産を軽課税国・地域の子会社等に移転することで、ロイヤルティに対する課税を回避している多国籍企業が見受けられる現状にどう対応していくのか。報告書は、無形資産を「有形資産・金融資産でなく、所有・支配することができ、同様の状況の非関連者間取引において、その使用又は移転により報酬が生ずる資産」と定義した。また無形資産の価格算定に関して、DCF（Discount Cash Flow）法（将来の予想収益を現在価値に割り引いて価格を算定）の導入を勧告した。今後、OECD「移転価格ガイドライン」の改訂を踏まえてわが国でも国内法令の手当てについて検討が進むであろう。

もっともBEPSは国際的二重非課税への対応という面が前面に出ており、米国で話題になっているコーポレート・インバージョンなどによる租税回避への対応は含まれていない。わが国では法人税減税が大きな課題となっており、この機会にあわせて国際的租税回避への対応も進めていく必要がある。

◆第92回◆
各論に入る
BEPS議論
森信茂樹
中央大学法科大学院教授
ジャパン・タックス・インスティテュート 所長
ことわり